

平成 30 年度

事業計画書

平成 30 年 4 月 1 日から
平成 31 年 3 月 31 日まで

公益財団法人 科学技術広報財団

はじめに

公益財団法人科学技術広報財団（以下「財団」という）は1973年（昭和48年）に設立され、平成24年11月に公益財団法人に移行し5年余りが経過しました。

財団運営においては、平成28年度にマイナンバー制度が施行されるなど定款及び各規程に基づく透明性と社会的なコンプライアンスの遵守が求められています。

平成30年度は、理事の改選期にあたり、ポスター頒布事業、科学館指定管理者事業等の公益事業の事業内容の充実を図れるよう業務執行体制を見直し、ガバナンスの徹底と一層の経費の削減により、公益財団法人として安定した経営基盤の確立を目指していきます。

今日の科学技術の進歩の中で、常に時代の変化に対応して、科学技術への関心や興味喚起及び科学知識の理解増進のため、科学技術に関する情報を広く一般社会に発信し科学知識を普及すること、また、科学技術広報に関わる人材の育成を行うなど、広範な科学技術に関心と理解を深める広報活動を進めています。

I. 全体運営

（1）理事会の開催

通常理事会を6月及び3月に開催する。必要に応じて臨時理事会を開催する。

（2）評議員会の開催

定時評議員会を6月に開催する。必要に応じて臨時評議員会を開催する。

（3）企画委員会

財団の新規事業企画及び推進のため、外部の専門家による委員会を開催する。

（4）広報活動

最新の科学技術に関するトピックスを提供するほか、科学技術に関わる法人・団体とのネットワークを充実させ、ホームページ・Webなどを通じ財団活動の広報の充実を図る。

II. 事業

1. 科学技術の広報に関する調査研究及び刊行物等の編集及び頒布

科学技術に関するポスター及びグッズの頒布を通して、広く一般の科学技術への関心や興味喚起及び科学知識の理解増進に寄与する。

（1）科学ポスター及び関連グッズの企画・作成及び頒布

科学に対する興味の啓発のため文部科学省が制作した科学ポスター（一家に一枚シリーズ）を複製し有料頒布する。また、文部科学省以外の機関が著作権を有する科学ポスター等についても複製・有料頒布を進める。最新の科学研究成果への興味喚起及び知識の理解増進を目的として、関係機関と協力して財団オリジナルの科学ポスターの作成及び有料頒布を行う。広く一般に提供が可能となるよう引き続き書店、科学館、大学生協など販売委託機関の拡大に努めるとともにネット販売を強化する。教材カタログ等を通じて、教育機関等への広報活動を推進する。科学ポスターの販

売を促進するため、関係機関との連携や科学関連イベントとの関係を強化するとともに財団や文部科学省が保有する著作権を活かした関係グッズ等の開発・販売を進める。

2. 科学技術に関する広報啓発並びに人材の育成

科学館など教育文化施設の運営及び運営支援を行うことにより、科学知識の普及啓発並びに科学技術広報に関わる人材の育成に貢献する。

科学技術に関する展示・映像コンテンツの企画・開発を行い、提供・巡回することにより、広く一般への科学技術への関心や興味喚起及び科学知識の理解増進に寄与する。

2-1. 科学館の運営及び運営支援

- (1) 新潟県立自然科学館の指定管理者（民間事業者との共同事業）として、平成27年4月1日より平成32年3月31日まで5年間の管理・運営を受託。引き続き常設展示の運用、一部展示の更新、特別展・実験教室の企画・実施などを通して、質の高い科学館運営を行うとともに人材の育成に努める。
- (2) 神戸市立青少年科学館の指定管理者（民間事業者との共同事業）として、平成30年4月1日より平成35年3月31日まで5年間の管理・運営を受託。引き続き常設展示の運用、特別展・実験教室の企画・運営、プラネタリューム映像の企画・制作などを通じて質の高い科学館運営をおこなうとともに人材の育成に努める。
- (3) ふなばし三番瀬海浜公園・ふなばし三番瀬環境学習館の指定管理者（公益財団法人との共同事業）として、平成29年4月1日より平成34年3月31日まで5年間の管理・運営を受託。常設展示の運用、特別展・実験教室の企画・実施などを通じて、質の高い運営を行うとともに人材の育成に努める。

平成29年度より、指定管理者としての運営館が3館となったことから、平成30年度は運営面、企画面の相互の連携・協力の具体化を図る。

2-2. 展示・映像コンテンツの企画・開発及び提供

(1) プラネタリューム映像制作

神戸市立青少年科学館で上映するプラネタリューム番組（一般向け、児童向け）の制作を行う。

(2) 財団所有の展示・映像コンテンツの提供

プラネタリューム映像「くじらが星に還る海」、「星の恋人」ほかのプロジェクトを推進する。

3. 科学技術普及・利用に係る広報・支援及び施設・展示の企画・立案

(1) 科学技術関連団体及び教育関連企業の広報活動を支援する。

日本科学オリンピック推進委員会が開催する各種国際科学オリンピックの情報及び地学の日本委員会事務局への支援業務をおこなう。他の種目についても日本で開催される国際大会等の広報活動業務への展開を図る。

(2) 団体・企業の持つ科学技術の普及に係る商材の利用促進を目的とした広報に関わる活動支援及び企業と共同で科学コンテンツ・グッズの開発を有料で行う。

(3) 科学館などの教育文化施設の施設・展示に関わる企画・立案を有料で行う。

4. 財団の収益の改善に貢献する新たな事業等の企画

企画機能の強化を図り、財団関係者の豊富な知見を活かして、財団の収益に貢献する新たな事業の展開を図る。

5. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

以上